

○議長（茅沼隆文）

日程第4 議案第34号 指定管理者の指定について（みなみ自治会館）を議題といたします。提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、開成町地域集会施設条例第6条の規定に基づき、指定管理者にみなみ自治会館の管理を行わせたいので、指定管理者の指定を提案をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（小玉直樹）

それでは、議案を朗読させていただきます。議案第34号 指定管理者の指定について（みなみ自治会館）。

次のように、みなみ自治会館の指定管理者として指定する。よって、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1、管理を行わせる公の施設の名称等、名称、みなみ自治会館、位置、開成町みなみ二丁目6番地1、2、指定管理者の名称等、名称、みなみ自治会、代表者みなみ自治会長、長谷川博史、所在地、開成町みなみ一丁目10番地1。3、指定の期間、平成31年4月1日から平成33年、2021年3月31日までの2年間。

平成30年9月4日提出、開成町長、府川裕一。

今回のみなみ自治会館の指定管理者の指定につきましては、既存のみなみ自治会館の指定管理者であります、牛島自治会が、平成31年3月31日をもって、指定期間満了となることから、新たに当該施設の主な利活用の主体でございますみなみ自治会に指定管理者の指定を提案させていただくものでございます。指定の期間につきましては、平成31年4月1日から平成33年、2021年3月31日までの2年間でございます。地域集会施設の指定期間は、条例では5年以内となっておりますが、今回の指定につきましては、他の13自治会の地域集会施設の指定期間満了が平成33年3月31日ということになってございますので、その期間とあわせるため、2年間の指定期間となっているものでございます。

それでは、1ページをめくりいただきまして、次ページ以降に添付しました資料をご覧ください。1ページ目につきましては、みなみ自治会から提出されました指定管理者指定申請書のかがみの写しでございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページ目が、自治活動応援課から指定管理者選定委員会委員長宛に提出した選定依頼書でございます。

続きまして、3ページ目は、指定管理者選定委員会委員長から自治活動応援課宛の指定管理者の候補者選定結果報告書でございます。

最後の4ページ目が、評価結果書となっております。

次に制定の経緯等の詳細につきまして、開成町指定管理者選定委員会委員長であります副町長から、御説明申し上げます。

○議長（茅沼隆文）

副町長。

○副町長（加藤一男）

それでは、指定管理者選定委員会を代表いたしまして、みなみ自治会に係る指定管理者の選定に至った経緯及び審査方法並びに選定結果について御説明をさせていただきます。

みなみ自治会館の現在の指定管理期間が平成31年3月31日で満了となることに伴いまして、まず、本年6月18日に所管課の自治活動応援課長から募集基準審査依頼書の提出があり、これを受けて、6月26日に第1回の選定委員会を開催し、審査いたしました。この中で募集基準のうち、募集の方法につきましては、これまでの地域集会施設の例に倣い、公募以外の方法によること、さらに指定の時間等については、先ほど自治活動応援課長が申しあげましたとおり、他の地域集会施設の指定管理期間の満了と合わせることから2年間とすることを決定いたしました。

なお、選定資格の特記事項といたしまして、当該施設の主な利活用の主体であるみなみ自治会が指定管理者として適当である旨の記載がありました。また審査の方法等も、これまでの地域集会施設と同様に、第2回の選定委員会において、候補者へのヒアリングはせずに書類審査終えて最終決定をすることといたしました。その後、資料の2ページでございますが、7月9日に、自治活動応援課長から選定委員会委員長宛に候補者選定依頼書の提出がございました。本年4月にみなみ自治会が設立されましたが、こちらから応募があった旨の記載がございました。これを受けまして、7月18日に第2回の選定委員会を開催し、審査にあたりました。この委員会は私が委員長を務めさせていただいておりますが、ほかに四つの部長と教育委員会参事、合計6名により構成をされております。各委員により候補者である、みなみ自治会より提供されました、みなみ自治会規約、平成30年度の事業計画書、収支予算書、役員名簿、みなみ自治会館管理規約及び平成29年度のみなみ自治会分を含む牛島自治会の事業報告書、収支報告書などの書類により審査をし、指定管理者選定のための評価書により、それぞれ評価を実施いたしました。

評価書は、法令等による指定資格の確認のほか、利用者の平等の利用の確保、公の施設の効果的な活用と管理経費の縮減、管理を安定して行う物的及び人的な能力及び団体の経営状況の全18項目の合計点により判定をいたしました。

資料の4ページにありますとおり、6名の委員による評価の特典としましては、一人当たりの持ち点820点で6人でございますので4,920点中3,210点で、得点率は65.24%となり、全員の評価書において18項目の中に零点項目もなく、いずれも指定管理者として基準を満たしており、この施設の管理をする上での体制づくりなど十分な準備をしており、設置目的を効率的かつ効果的に達成す

ることが期待できるものとして、みなみ自治会をこの施設の指定管理者候補者として選定をすることと決定いたしました。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

2番、山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番議員、山田貴弘です。みなみ自治会が設立されて、ようやくみなみ自治会館の指定管理者という、大変喜ばしいことで、自立を今後はしていただきたいというところで願うところです。そのような中で、この指定については、何分問題ないとは思っているのですが、今、現状、ちょっと自分も分からないのですけれども、確か、区画整理組合というのがなくなって、ここの自治会館の中には、恐らく中に事務員さんか何か常駐していると思うのですが、そこら辺の指定管理者と南部組合というのですか。そこの位置付けというのですか。先ほど、副町長答弁の中では、公平にという文言が述べられたところなんですけど、そこら辺の位置付け、当然、まちづくりをしていく上では、組合の重要性というのを認識しているんですけど、いずれはある程度余剰金というのですが、運営費がなくなっていくと、さらに自立して運営を強化してかなきゃいけないというのは理解しているんですけど、そこら辺の時期とか、どういう運営でやり取りをみなみ地区の自治会とでやり取りしてるのか。また、間借りという言い方が良いのか何か分からないですけども、そこら辺に事務所を置くということについての、対価的な問題も出てくると思うんですよ。無料なら無料で、それぞれで規約か何かでうたっているのかとか、そこら辺通常の自治会館と違うような運営仕組みになってるんですけども、そこら辺をどういうふうな担保を取られているのか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（小玉直樹）

それでは、ただいまの御質問にお答えします。区画整理組合が終わって、現在は平成27年から土地管理組合というところに移行しています。土地管理組合とみなみ自治会館の関係なんですけれども、現在としては、平日の9時から5時についてはみなみ自治会館内の事務室に常駐してるというような形の中で、土地管理組合の規約の中でも、そういったみなみ自治会館の管理運営というのが入っています。また、今現在は、牛島自治会がみなみ自治会館の指定管理者、みなみ自治会の母体であるんですけど、牛島自治会が指定管理者として、来年の3月31日まではなっているんですけども、その中でも、町と牛島自治会の指定管理者との間の協定の中で、みなみ自治会館を土地管理組合の事務所として使わせることを承諾してくださいよというような協定を結んでいるということです。実際、土地管理組合が、みなみ自治会館を使用することについての使用料等については、特にかかっていません。た

だし、維持管理費の一部については、昨年まで平成29年度については、ほぼだと思わなければならない土地管理組合の方が維持管理経費を負担しているというような形でございます。今年度につきましては、みなみ自治会が4月1日に、御存知のとおり設立しましたので、その予算の中では、管理組合との折半というような形の中で予算取りをしていますので、土地管理組合は、基本的に契約の中では存続期間が10年間、ただ、総会等によって、変更する場合はありますけれども、現時点では10年間というような形ですので、10年といえば平成36年までというような形になってくると思わなければならない、そのような形の中で、今、お互い土地管理組合とみなみ自治会、牛島自治会、そういったような協定を結んだ中で管理運営を行っているというような現状でございます。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。そうすると、今後のこれは2年間ということなので、2年間の中では、そのままの今の課長答弁の中の意向の中で、協定に基づいた中で運営管理をしていくということは理解したのですが、今後についての考え方というのですか。あくまでも指定管理者を指定したところの運営に任せるとというのが、通常のやり方だと思うのですよ。どこの自治会もそうですけれども、今はちょっとややこしいような構図という、ましてや寄附してもらったという部分もあるので、料金取れとか、そういうのはなかなか言いづらい部分はあるんですけれども、しかしながら、我々はルールに基づいた中で、公平というものを基本にした中で、ルールづくりというのをしていかないと、イレギュラーのことばかりつくっていくと、何でもありになってくるので、そこら辺の部分、今後の考え方というのを、どういう方向性で運営をしていくのかというのを最後にちょっと聞きたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（小玉直樹）

今の御質問にお答えさせていただきたいと思いますが、とりあえず2年間と、他の13自治会と任期満了と合わせるために、とりあえず今回は2年間というような形でございます。

今後のルールづくりということなんですけれども、まず、みなみ南自治会も、今現在、先ほどの一般質問で企画政策課長が、みなみ地区内の人口が877人というような形の中で、現在323世帯はり付いています。そのうち184世帯が加入しているということで、加入率が今現在大体約57%というような形でございます。4月の設立当初は、大体54%ということなので、加入率も大分増えていると。また、その中で予算も30年度の予算の自治会収入、自己収入というか、そういったものも、恐らく大幅に上回ってくるんじゃないかというような形の中で、今現在はまだまだ若い世代の新しい自治会で、牛島自治会とか、土地管理組合と協力し合いなが

ら、ノウハウを学びながら、来年に向けて本格的に指導していくというような形ではあるんですけども、自己資金的なものも、これからますます会加入率も上がってくるというような形の中では、2年後においても、しっかりした自治会として独立して、指定管理もやっていっていただけるのではないかとというふうに考えているところではございます。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑ございますか。

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

4番、前田でございます。先ほど、副町長の御説明の中で、評価の委員の検討がなされたということで、18項目の中で、0点はなかったと。そして、評価基準、A委員からF委員まで、今数値を拝見いたしますと、60点の差が出ていると。内容的に、0点はなかったけれども、特にチェックが辛口の評価をされた委員もいらっしゃるのかというふうに慮るところでございますが、先ほど、今、同僚議員が議題に出しました、土地管理組合との関係性など、この評価の中の検討の中で話題が出たのかどうなのかという点と、60点という差の部分で何かあったのか。その辺、もう少し内容をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

副町長。

○副町長（加藤一男）

ただいまの件にお答えいたしますけれども、自治会の規約とか、いろいろなものを見させていただきまして、特に大きな問題がないということで、零点はございませんでした。点数の差については、やはり個々の考え方がございますので、現地を見ながら、また、これは書類を見ながら判定しておりますので、差が出るのはやむを得ないのかなと。それでも、合格に達しましたので、みなみ自治会を選定したということでございます。

○議長（茅沼隆文）

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

それでは、本委員会、事務局を務めた立場から、少し点数の関係ですね。簡単に御説明をさせていただきたいと思います。

各小項目は40点満点で採点をしてございます。零点というのは、劣る。10点がやや劣る。20点で普通、30点で、すぐれていると。40点が大変すぐれていると。つまり、ワンランク違うと、10点そこに際が生じてしまうということからすると、60点というのは6項目ほどですね。先ほど、御説明があったように、確認をしますと、普通より上の点数、20なのか、30なのか、40なのかの中で、1段階ずれたことによって、60点の差異が生じたということでございます。

得点率で申しあげますと、510点というのは、62.2%、それから、570

については、69.5%ということですから、60%から70%の中に収まっているということからすれば、得点率から見ても、この点数は、実際はそれほど大きな差異が生じていないということで私から説明を加えさせていただきたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

それでは、質疑がないようですので、続いて、討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

討論もないようですので、採決を行います。

議案第34号 指定管理者の指定について（みなみ自治会館）現案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって、可決いたしました。